

久能山東照宮所蔵の家康遺訓を、明治十一年に松平確堂が写したもの。

□は変体仮名

東照宮御遺訓

人乃一生無重荷を肩て迄

矣道哉初可如以孝之矣

ふらば不自由や常坐於是に不

足形くさるる所を於るに困窮

くも時を思ひはば可堪忍を無

事も之の基より教を於て人様

るにはありてはまゝなる事我志なきに

不善を身よりして於り遠か責を人にせ

むる存及んば道にまゝにまれ李

明治十一年冬日

五位松平確堂謹書



松平確堂 十一台將軍家育の子、津山藩第八代藩主。 画を能くした。

女大学

一 夫女子は成長して他
 人の家へ行、舅姑に
 仕るものなれば、男
 子よりも親の教ゆ
 るがせにすべからず、父
 母寵愛して恣に
 育ぬれば、夫の家
 に行て必氣随にて
 夫に疎まれ、又は舅
 の悔正しければ、堪
 がたくおもひ、舅を恨
 誹り、中悪くなりて
 終には追い出され、恥
 を曝す、女子の父母
 わが訓なき事を
 謂ずして舅、夫の悪
 きと而己おもふは、誤
 なり、是皆女子の親
 のをしへなき故也

女大学

- 一 夫女子は成長して他
- 人の家へ行、舅姑に
- 仕るものなれば、男
- 子よりも親の教ゆ
- るがせにすべからず、父
- 母寵愛して恣に
- 育ぬれば、夫の家
- に行て必氣随にて
- 夫に疎まれ、又は舅
- の悔正しければ、堪
- がたくおもひ、舅を恨
- 誹り、中悪くなりて
- 終には追い出され、恥
- を曝す、女子の父母
- わが訓なき事を
- 謂ずして舅、夫の悪
- きと而己おもふは、誤
- なり、是皆女子の親
- のをしへなき故也

